

## 堺市職員定数条例の一部を改正する条例

堺市職員定数条例（昭和29年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「1,055人」を「1,097人」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。